

○岡山県後期高齢者医療広域連合職員の定年等に関する条例

平成19年3月28日
広域連合条例第19号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の6第2項の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定年等)

第2条 職員の定年等については、広域連合へ当該職員を派遣した岡山県内の地方公共団体その他の関係団体のそれぞれの関係規定の定めるところによる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年2月15日広域連合条例第2号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。